

経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)(日本語教育抜粋)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(外国人材の受入れ)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、マイナンバーカードと在留カードの一体化、認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。入管D Xの一環としての円滑・厳格な審査に向けた電子渡航認証制度導入の準備、迅速・確実な難民等の保護・支援及び多角的な送還手法を通じた送還忌避問題の解決に、関係機関と連携して取り組む。

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (令和6年6月21日閣議決定)(日本語教育抜粋)

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

(4) 労働市場改革の関連事項

①外国人労働者との共生推進

また、外国人との共生社会の実現のため、認定日本語教育機関の活用を含めた国内外における日本語教育の実施の強化や、高度外国人材の受入れ環境を一層充実させるため、廃校の活用等を含め、外国人の子弟を受け入れる学校やインターナショナルスクール等での教育環境の整備に取り組む。